

## 公益減免の対象となる要件

- (1) 社会福祉法人が自ら所有又は使用（当該社会福祉法人が軽自動車税（種別割）を納付する契約を所有者と締結している場合に限る。）する軽自動車等で、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を行うために直接専用するもの。
- (2) 次のいずれにも該当する公益社団法人が自ら所有又は使用（当該公益社団法人が軽自動車税（種別割）を納付する契約を所有者と締結している場合に限る。）する軽自動車等のうち、定款に定められた公益事業のために直接専用するもの。
  - ア 普通地方公共団体からの補助金等が全収入の4分の1以上である公益社団法人
  - イ 不特定多数の者が構成員となることができ、特定の業界の利益又は発展を主たる目的としない公益社団法人
- (3) 普通地方公共団体が主となって設置している公益財団法人で次のいずれかに該当するものが自ら所有又は使用（当該公益財団法人が軽自動車税（種別割）を納付する契約を所有者と締結している場合に限る。）する軽自動車等のうち、公益事業のために直接専用するもの。
  - ア 出資金額等の4分の1以上が1の普通地方公共団体により出資され、又は拠出されている公益財団法人
  - イ 出資金額等の全部が2以上の普通地方公共団体により出資され、又は拠出されている公益財団法人
- (4) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で収益事業を行わないものが自ら所有又は使用（当該地縁による団体が軽自動車税（種別割）を納付する契約を所有者と締結している場合に限る。）する軽自動車等のうち、その活動のために直接専用するもの。
- (5) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を行わないものが自ら所有又は使用（当該法人が軽自動車税（種別割）を納付する契約を所有者と締結している場合に限る。）する軽自動車等のうち、その活動のために直接専用するもの。
- (6) 消防団、自警団等として公益事業のために直接専用するもの。